

大学等で基礎資格と単位を修得し、栄養教諭免許状を取得したい方

免許状の種類

- 栄養教諭免許状（専修、1種、2種）

根拠規定

- 免許法別表第2の2

取得方法

- 大学等で基礎資格と単位を修得し、栄養教諭免許状を取得する方法は、
〈表52〉のとおりです。

取得しようとする免許状			専 修	1 種	2 種	
所 要 資 格	基 礎 資 格		(注) の 3 参 照	(注) の 4 参 照	(注) の 5 参 照	
	最低修得単位数の合計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)		4 6 単 位	2 2 単 位	1 4 単 位	
栄 養 に 係 る 教 育 及 び 教 職 に 関 す る 科 目	第 2 欄	科 目	含めることが必要な事項			
		栄 養 に 係 る 教 育 に 関 す る 科 目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	左のすべての事項にわたること	左のすべての事項にわたること	左のすべての事項にわたること
			幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項			
			食生活に関する歴史的及び文化的事項			
			食に関する指導の方法に関する事項			
	最低修得単位数 (ア)			4 単 位	4 単 位	2 単 位
	第 3 欄	教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 す る 科 目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	左のすべての事項にわたること	左のすべての事項にわたること	左のすべての事項にわたること
			教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解						
		教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)				
最低修得単位数 (イ)			8 単 位	8 単 位	5 単 位	
第 4 欄	道 徳 、 総 合 的 な 学 習 の 時 間 等 の 内 容 及 び 生 徒 指 導 、 教 育 相 談 等 に 関 す る 科 目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	左のすべての事項にわたること	左のすべての事項にわたること	左のすべての事項にわたること	
		教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)				
		生徒指導の理論及び方法				
		教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法				
最低修得単位数 (ウ)			6 単 位	6 単 位	3 単 位	
第 5 欄	教 育 実 践 に 関 す る 科 目	栄 養 教 育 実 習 最低修得単位数 (エ)	2 単 位	2 単 位	2 単 位	
		教 職 実 践 演 習 最低修得単位数 (オ)	2 単 位	2 単 位	2 単 位	
第 6 欄	大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目 最低修得単位数 (カ)		2 4 単 位			

(注)

- 1 <表52>の科目の単位は、栄養教諭の認定課程を有する大学等の課程で修得しなければなりません。
- 2 <表52>の単位のほか、免許法施行規則第66条の6に定める次の科目の単位を、大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得する必要があります。

免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低修得単位数
日本国憲法	2単位
体育	2単位
外国語コミュニケーション	2単位
情報機器の操作	2単位

- 3 「基礎資格」欄の専修免許状の項は、「修士の学位を有すること」及び「管理栄養士の免許を受けていること」です。
 なお、「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含みます。
- 4 「基礎資格」欄の1種免許状の項は、「学士の学位を有すること」かつ「管理栄養士の免許を受けていること」又は「栄養士法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士の免許を受けていること」です。
- 5 「基礎資格」欄の2種免許状の項は、「短期大学士の学位を有すること」及び「栄養士の免許を受けていること」です。
 なお、「短期大学士の学位を有すること」には、大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した場合（短期大学士の学位を有する場合を除く。）を含みます。
- 6 「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合には、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含む必要はありません。
- 7 「栄養教育実習」の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における栄養教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含んでください。
- 8 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭免許状を所持する者は、当該免許状を取得するために修得した以下の科目を、栄養教諭免許状取得のためのそれぞれの単位に充てることができます。
 - (1) 「教育の基礎的理解に関する科目」・・・・・・・・・・・・・・・・・・6（4）単位まで
 - (2) 「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、
 教育相談等に関する科目」・・・・・・・・・・・・・・・・・・2単位まで
 ※（ ）内は2種免許状の授与を受ける場合の単位数
- 9 養護教諭免許状を所持する者は、当該免許状を取得するために修得した以下の科目を、栄養教諭免許状取得のためのそれぞれの単位に充てることができます。
 - (1) 「教育の基礎的理解に関する科目」・・・・・・・・・・・・・・・・・・6（4）単位まで
 - (2) 「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、
 教育相談等に関する科目」・・・・・・・・・・・・・・・・・・8（4）単位まで
 ※（ ）内は2種免許状の授与を受ける場合の単位数